

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
評価対象項目 とする場合は、 左の口をチ ックする。 また、その 内容が実施さ れていれば右 の口をチ ックする。		「評価対象項目」 ① ☐ 実施工程表によりフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。※19-1) ② ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらずスムーズに作業が行われた。 ③ ☐ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早い。※19-2) ④ ☐ 地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。※19-2) ⑤ ☒ 工程表の内容が検討され充実している。 ⑥ ☐ 工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。 ⑦ ☒ 「施工プロセス」チェックで、文書通知が無かった。または文書通知に対する改善が速やかに実施された。 ⑧ ☐ その他		☐ 自主的な工程管理がなされず監督職員が文書注意を行った。※9-3) ☐ 監督職員が文書注意を行った。 上記該当があれば……d	☐ 請負者の責により工期内に完成させなかった。 ☐ 同一項目で2回以上文書注意を行った。 上記該当があれば……e	
	該当項目が90%以上………… a 該当項目が80%以上90%未満………… b 該当項目が60%以上80%未満………… c 該当項目が60%未満………… d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	※ 「施工プロセス」チェックリストの対象工事は、これを利用して評価を行う。					
	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策を適切に行った	☐ 安全対策をほぼ適切に行った	☐ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備であった	☐ 安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ① ☐ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。※20-1) ② ☐ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。※20-2) ③ ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。※21-1) ④ ☒ 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。※20-3) ⑤ ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。※20-4) ⑥ ☒ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。※20-5) ⑦ ☐ 安全管理の臨機の措置を行った。 ⑧ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。※20-6) ⑨ ☐ 使用機械、使用船舶、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。※20-7) ⑩ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。※20-8) ⑪ ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。※20-9) ⑫ ☐ 足場や支保工について、組立完了時或使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。※20-10) ⑬ ☒ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。※20-11) ⑭ ☒ 「施工プロセス」チェックで、文書通知が無かった。または文書通知に対する改善が速やかに実施された。 ⑮ ☐ その他		☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であったため文書注意を行った。 ☐ 監督職員が文書注意を行った。 上記該当があれば……d	☐ 同一項目で2回以上文書注意を行った。 上記該当があれば……e	
	該当項目が90%以上………… a 該当項目が80%以上90%未満………… b 該当項目が60%以上80%未満………… c 該当項目が60%未満………… d 該当項目が5、評価数が4の時は、c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。				
	※ 「施工プロセス」チェックリストの対象工事は、これを利用して評価を行う。					
	Ⅳ. 対外関係	☐ 対外関係が適切であった	☐ 対外関係がほぼ適切であった	☐ 他の事項に該当しない	☐ 対外関係がやや不備であった	☐ 対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 ① ☐ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整している。※22-1) ② ☐ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。※22-2) ③ ☐ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。※22-2) ④ ☐ 積極的な地元対策を実施し、苦情によるトラブルが少なかった。※22-2) ⑤ ☐ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。※22-3) ⑥ ☒ 「施工プロセス」チェックで、文書通知が無かった。または文書通知に対する改善が速やかに実施された。 ⑦ ☐ その他		☐ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員が文書注意を行った。 ☐ 監督職員が文書注意を行った。 上記該当があれば……d	☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ☐ 同一項目で2回以上文書注意を行った。 ☐ 左記項目で2項目以上文書注意を行った。 上記該当があれば……e	
	該当項目が90%以上………… a 該当項目が80%以上90%未満………… b 該当項目が60%以上80%未満………… c 該当項目が60%未満………… d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	※ 「施工プロセス」チェックリストの対象工事は、これを利用して評価を行う。					

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	技術力キーワード一覧表	具体的な評価技術力項目及び工事	評価欄	点数
4. 高度技術 該当する項目 の口をチェッ クする。	I. 高度技術 キーワード評価 ●土木、建築工事 共通	●施工規模の大きさへの対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ 2. その他 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（該当項目をチェック） □ 切土・盛土工 150m3<V □ 護岸・築堤高 10m<H □ トンネル(タ-ド) 10m<φ □ ダム用水門<設計水深25m □ 樋門・樋管 15m2<A □ トンネル(NATM) 内空断面積 □ 堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門 85m2<A □ 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤、岸壁 水深10m<H □ トンネル(沈埋工法) 300m2<A □ 浚渫工 100万m3<V □ 揚排水機掘 2000mm<φ □ 地滑り防止工 100m<W □ ダム高 150m<H □ 流路工 500m3<Q □ 又は150m<L □ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L □ 転流トンネル 400m3/s<Q □ 砂防ダム 30m<H □ 橋梁下部工 高さ 30m<H □ その他	1 2 2	2
		●構造物固有の難しさへの対応 □ 3. 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □ 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 5. その他 理由：	【構造物固有な施工難度と対応工法等】 □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 供用中の施設の改修工事等。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）	3 3 4 4 5	2 2 2 2 2
		●技術固有の難しさへの対応 □ 6. 工種及び工法の特長性 □ 7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ 8. N E T I Sの評価試行方式を適用 □ 9. その他 理由：	□ 浚渫工砂の遠距離運搬。大型ケーソン等の長距離運航。大型作業船を駆使する工事。 □ 施工場所や構造物の特長性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、ウレタナール等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ V E T I Sの評価試行方式を適用した工事。 □ N E T I Sの評価試行方式を適用した工事。 □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）	6 6 6 6 7 8 9	2 2 2 2 2 2 2
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ 10. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 12. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ 13. 雨・雪・風・気温・波浪・地質条件・急流河川での水流・地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響 □ 14. 自然公園、動植物等に対する配慮等 □ 15. その他 理由：	【自然及び地盤条件への対応工事等】 □ 河川内の橋脚工事等で、地下水水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の繰速進のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業橋台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） □ 斜面下若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海上、海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業橋台等を設置した工事。また、作業橋台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 潮流が速いまたは、潮位差が大きい海域のため、施工工程及び、作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 □ 自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）内の工事のため、または動植物の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）	10 11 11 12 12 13 13 13 14	2 2 2 2 2 2 2 2
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ 16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 20. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 □ 22. 工事区域周辺の航行船舶への配慮 □ 23. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ 24. その他 理由：	【周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 □ 横断開渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 市街地での夜間工事。 □ D I D地区での工事。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □ 施工区域、施工ルートが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械、船舶の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ 供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 □ 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □ 工事期間中の大半にわたって、規制標頭類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 □ 一般船舶の航行が多く、工事施工にあたり、関連機関等との調整及び、施工上の制約が多い工事。 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）	16 17 18 18 18 19 20 21 21 21 21 22 23 24	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		●施工現場での対応 □ 25. 災害等での臨機応変 □ 26. 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ 27. その他 理由：	□ 臨機の処置が適切であり、災害等による損害等を未然に防止した工事。 □ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 □ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □ 大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 □ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事。 □ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 □ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）	25 26 26 26 26 26 26 26	2 2 2 2 2 2 2 2
		●その他 □ 28. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要のある事項 理由： □ 29. その他（加点が1点の場合） 理由：	【その他】 □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が1点の場合）		28 29
		記述評価 【■マークを付した キーワード項目につい て、評価内容を詳細記 述】	【高度技術のキーワードの詳細】		

※1. 高度な技術力とは、他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術进行评估するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

※2. 詳細評価の記述にあたっては、担当部署課内での担当課長による合議とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。

※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

※4. 高度技術の評価は、実施に先立って施工計画書や打ち合わせで提案されていること、効果が確認できることが必要である。

考 査 項 目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	備 考
5. 創意工夫 ※4	1. 創意工夫 キーワード評価 ●土木、建築工事 共通 該当する項目 の□をチェッ クする。	●準備・後片づけ関係 ☐ 1. 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2. 現地調査方法の工夫 ☐ 3. その他 理由：	
		●施工関係 ☐ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 ☐ 5. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 ☐ 6. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 ☐ 7. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 ☐ 8. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 ☐ 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 ☐ 10. 照明・視界確保等の工夫 ☐ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 ☐ 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 ☐ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15. その他 理由：	
		●品質関係 ☐ 16. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 ☐ 17. コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） ☐ 18. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 ☐ 19. 配筋・溶接作業等に関する工夫 ☐ 20. その他 理由：	
		●安全衛生関係 ☐ 21. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 22. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 23. 現場事務所、労務者宿舍等の居住空間及び設備等の工夫 ☐ 24. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等々の工夫 ☐ 25. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 ☐ 26. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 ☐ 27. ゴミの減量化、アイトリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 28. 建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育 ☐ 29. その他 理由：	
		●施工管理関係 ☐ 30. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 ☐ 31. 施工計画書及び写真管理等の工夫 ☐ 32. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 ☐ 33. その他 理由：	
		●その他 ☐ 34. その他 理由： ☐ 35. その他 理由： ☐ 36. その他 理由：	
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：_____点 ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・ 該当キーワード 数の数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】

※1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の考查項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考查項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当部局課内での担当課長による合議を原則として記述する。
※5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。
※6. 創意工夫の評価の条件は、実施に先立って施工計画書や打ち合わせ簿で提案されていること、効果が確認できることが必要である。